Dr.Web Premium サブスクリプションサービス利用規約

株式会社 Doctor Web Pacific(以下「当社」という)は、Dr.Web Premium サブスクリプションサービス (以下「本サービス」という)の利用に関して、Dr.Web Premium サブスクリプションサービス利用規約(以下「本規約」という)に基づき、契約者に対して本サービスを提供する。

第1条(総則)

当社は、第3条3号に定める本サービスの契約者に対して提供するものとし、本サービスの詳細は別紙1「Dr.Web Premium サブスクリプションサービス仕様書」(以下「本仕様書」)に定めるものとする。

- 2.契約者は利用料金の支払等、本規約に定める一切の義務を誠実に履行するものとする。
- 3.当社が提供する本サービスは、法人及び個人事業主のみが利用することができるものとする。

第2条(本規約の適用と運用)

本規約は、本サービスを利用する際の、当社と契約者との間の一切の関係に適用する。

- 2.当社は、本規約及び本仕様書を変更することがある。本規約及び本仕様書が変更された後の本サービスに関わる利用料金その他の条件は、変更後の規定によるものとする。
- 3.当社は、本規約を変更する時には、第22条に指定する方法に従い、契約者に対して変更内容について変更後速やかに管理者へeメールにて通知する。ただし、変更の内容については、通知を発した時点を持って効力が生じるものとする。

第3条(定義)

本規約及び本仕様書においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用する。

- (1) 本ソフトウェア:当社が提供する Anti-Virus ソフトウェア(以下「本ソフトウェア」という)
- (2) 本サービス:当社が契約するクラウドサーバからインターネットを通じて契約者が利用する本ソフトウェアの配布、及びその契約状況と利用状況を管理するシステムを提供するサービス
- (3) 契約者:本規約を承諾の上、当社に本サービスの利用を申込み、利用申込みを承諾された者
- (4) 管理者: 本サービスの契約者が利用できる機能を管理運用する者
- (5) ユーザ:契約者に所属し管理者に利用を許可された本サービスの利用者
- (6) 利用開始日:契約者が本サービスの利用を開始できる日
- (7) 利用品目:第4条で定める本サービスの種類
- (8) 利用料金:契約者が本サービスを利用する対価として当社に支払う料金
- (9) Control Center: 本サービスの契約管理、本ソフトウェアのダウンロードを行うことができる、契約者専用の Webページ

第4条(本サービスの種類及び利用料金)

契約者が当社に支払う本サービスの利用品目及び利用料金(以下、利用料金という)の体系は、次のとおりとし、詳細については、本仕様書「6.利用料金」に定めるとおりとする。

- (1) 利用品目の体系
 - Dr.Web Premium
- (2) 利用料金の体系
 - ① 月額利用料金
 - ② 年額利用料金

第5条(本サービスの申込)

本サービスを利用する場合、契約者は当社指定の申込書「Dr.Web Premium サブスクリプションサービスサービス利用申込書」(以下、利用申込書という)に必要事項を記入し当社の販売店に e メールにて提出され、当社からサービス開始通知メールが送信された時点で、本サービスの利用契約が成立したものとする。但し、次に掲げる事項に該当する場合には、当社は申込を承諾しない場合がある。

- (1) 本条に定める申込手続きに従わない場合
- (2) 本サービスの提供にあたり業務上又は技術上の問題が生じ、又は生じるおそれのある場合

(3) その他当社が不適当と判断した場合

第6条(本サービス利用開始日の通知)

サービス開始日は、第5条の本サービスの申込が完了した後、当社より利用申込書に記載された契約者および管理者に対して、サービス開始の日および利用 ID 等その他本サービスを利用するために必要な情報を e メールにて通知をするものとする。

第7条(本サービスの最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は、当社が前条に基づき契約者へ通知するサービス開通案内に記載されたサービス開始日から起算して1年間とする。

- 2.前項の最低利用期間内に契約が解除された場合、契約残余期間が有る無しにかかわらず第5条の本サービス申込時に支払われた費用は返還しないものとする。
- 3.本規約の有効期間は、最低利用期間の満了日の1ヵ月前までに契約者又は当社から更新しない旨の書面がない限り、現契約と同じ期間で更新され以後も同様とする。

第8条(利用料金の算出)

利用申込書記載されている契約数にて月額費用もしくは年額費用を算出するものとする。

第9条(サービス利用料金の支払い)

利用料金は、当社販売店より請求書が発行される。

2. 契約者は当社代理店が指定する期日までに利用料金を支払わなければならない。

尚、振込手数料は契約者が負担するものとする。

第10条(本サービス内容の変更)

当社は、本仕様書に定める Control Center の仕様、本サービスの内容、利用料金等のサービス内容を変更することができるものとする。かかる変更がなされる場合には、当社は、第 22 条に指定する方法に従い、緊急でやむを得ない場合を除き、当社の指定する変更効力発生日の1ヵ月前までに契約者へ通知するものとする。但し、利用料金の増額変更については、以下の事由に基づき相当な範囲内で行うものとする。

- (1) 物価の上昇・経済事情の変動等により、現行の利用料金が不相当になったとき
- (2) 本サービスの内容又は管理システムの機能等が拡充もしくは追加されたとき
- (3) 本サービスの技術上、運営上、その他の事情により、利用料金の増額についてやむを得ない合理的な理由があるとき

第11条(運用保守)

別紙1の本仕様書項5「運用保守」に記載された通りとする。

第12条(禁止事項)

本サービス利用に当り、次の行為を禁止する。

- (1) Control Center に対し故意に障害を発生させる行為
- (2) 特別な合意なくソフトウェアプログラムの第三者への提供・販売・再配布・レンタル・リースその他同等と当社が認める行為
- (3) ソフトウェアプログラムのリバースエンジニアリング・逆コンパイル・逆アセンブルその他同等と当社が認める行為
- (4) Control Center に対して不正なデータ・コンピュータウィルス等を送信・入力する行為
- (5) 当社が提供する本サービスの全てのシステムに対し、正規の利用方法ではない一切の操作を行う行為
- (6) 本サービスの信用を毀損または毀損するおそれのある行為
- (7) 本サービスが提供する機能を利用してインターネットにあるサイトへ契約者または当社の情報その他一切の不特定な情報を 登録する行為
- (8) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害する恐れのある行為
- (9) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為又は侵害する恐れのある行為
- (10) 第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、第三者への不当な差別を助長し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為

- (11) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつく恐れの高い行為
- (12) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為
- (13) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (14) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、又は消去する行為
- (15) 当社の設備にハッキングなどの不正アクセスをする行為、又はネットワーク障害を誘発するなど、妨害する行為
- (16) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (17) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は第三者が受信可能な状態のまま放置する行為
- (18) 迷惑メール(無断で第三者に送信される、広告、宣伝もしくは勧誘の e メール又は社会通念上第三者に嫌悪感を抱かせるもしくはその恐れのある e メールをいいます。)を送信する行為
- (19) 顧客勧誘の手段に、迷惑メールを利用する Web サイトの運営を行う行為
- (20) 不特定の第三者に個人情報を開示する、又は個人情報データのダウンロードを可能とする行為
- (21) 第三者の設備等又は本サービスの設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与える恐れのある行為
- (22) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (23) 違法行為 (けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介し又は誘引 (他人に依頼することを含む) する行為
- (24)人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (25) 人を自殺に誘引もしくは勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶ恐れの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (26) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
- (27) 犯罪や違法行為に結びつく、又はその恐れの高い情報や、第三者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりまる情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (28) Web サイトもしくは e メール等を利用する方法により、第三者の ID 及びパスワード等の情報を、当該情報の属する者の錯誤等によりその者の意図に反して取得する行為又はその恐れのある行為
- (29) 国家機密など公的機関の機密情報の掲示および送信する行為
- (30) 海外にて利用する場合、利用する国の法令に違反する行為。
- (31) その他、法令に違反する、もしくは違反の恐れのある行為、又は公序良俗に違反し、もしくは第三者権利を侵害すると当社が判断した行為、他人の著作物をその著作者に許可なく無断で転用すること。
- 2.当社は、禁止事項が守られているかどうか確認(監査)するため、契約者の事業所等へ立ち入ることがあり、禁止事項が守られていない事実を当社が発見もしくは第三者による申告があった場合、当社の判断により本サービスの提供を停止することがある。

第13条(機密保持)

契約者は、開示当事者の事前の書面による承諾なくして、開示の方法、開示情報の形式を問わず、本規約に関して知り得た開示 当事者固有の業務上、技術上の秘密(以下、機密情報という)を第三者に開示又は漏洩しないものとする。ただし、次の情報は、 この限りではない。

- (1) 開示の時点で既に公知のもの、又は開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となったもの
- (2) 開示の時点で既に保有するもの
- (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- (4) 開示された情報によらずして、独自に開発したもの
- 2.契約者および当社は、相手方から開示、提供された機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。
- 3.契約者および当社は、開示当事者の事前の書面による承諾なくして、相手方から開示・提供された機密情報を開示目的以外に転用又は流用してはならないものとする。
- 4.契約者および当社、機密情報を複製してはならない。但し事前に書面による承諾を得た場合は、承諾を得た数量に限り機密情報を複製することができ、当該複製物についても機密情報と同様に取り扱うものとする。
- 5.契約者および当社又は、本契約が終了するか又は相手方返還を求めた場合は、相手方より提供された機密情報およびその複製物を速やかに返還又は相手方の指示に従い、それらを破棄するものとする。
- 6.前各項の規約は、本規約終了後も有効に存続するものとする。

第14条(個人情報の保護)

当社は、「個人情報保護法」所定の個人情報(以下、個人情報という)に関して、サービスの提供に関して知り得た契約者及び顧客の個人情報を第三者に漏洩しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではないものとする。

(1) 契約者の同意が得られた場合

- (2) 当社が本サービスの利用動向を把握する目的、又は本サービスについて第三者に説明するための資料を作成する目的で、契約者ならびに顧客を特定できない範囲で情報を収集し統計をとる場合
- (3) 法令に基づく公的機関からの照会よる場合、又は法令によって当社が開示義務を負う場合
- (4) その他、本サービスの運用上相当の必要性がある場合

2.契約者は、「個人情報保護法」所定の個人情報(以下、個人情報という)に関して、サービスの提供に関して知り得た当社及び 当社顧客の個人情報を第三者に漏洩しないものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではないものとする。

- (1) 当社ならびに当社顧客の同意が得られた場合
- (2) 法令に基づく公的機関からの照会よる場合、又は法令によって当社が開示義務を負う場合

第15条(契約者の義務)

契約者は、契約者の責任により、管理システムの操作・使用等について所定の手順、ルール等を遵守し、管理システムへの管理者及びユーザアカント、パスワード等の秘密保持手段の厳格管理を行い、これらの誤操作、不正アクセス、不正利用等の防止のための措置を講じるものとする。また、海外において利用する場合、契約者の責任において利用する国の法令に遵守し利用する。

- 2.契約者は、本サービスを利用する場合、当社より付与された管理者 ID 及びユーザ ID 等を使用するものとし、当社は当該管理者 及びユーザ ID 等によってのみ契約者の同一性を判断し、当該管理者 ID 及びユーザ ID 等による本サービスの利用は、当該契約 者によるものと看做すものとする。
- 3.契約者は、管理者 ID 及びユーザ ID 等を第三者に譲渡・貸与すること、又は第三者と共用することは出来ないものとする。
- 4.契約者は、管理者 ID 及びユーザ ID 等について責任を持って管理するものとし、第三者の不正使用等に起因する損害について 責任を負い、当社は一切の責任を負わないものとする。
- 5.契約者は、本サービスが不正に利用され、又は利用されようとしているときには、直ちに当社に通知するとともに、契約者が責任をもって本問題を解決するものとする。また、本サービスの不正利用に関し、当社からの指示がある場合には、これに従うものとする。
- 6.契約者は、本サービスの利用に際してコンピュータ機器及び通信機器の設置、ソフトウェア及びインターネット接続業者との契約等、インターネットを接続するために必要な機器及び環境を契約者の費用と責任において準備するものとする。また、本サービスを利用するために要した電話料金、契約者側で契約されている専用線等の利用料及び申請料金等は、契約者の負担とする。
- 7.契約者は、本サービスの利用に関して、管理者を選定し、本サービス申込時に利用申込書に記載して F A X 又は e メールにて当社 へ通知するものとする。管理者を変更する場合も同様とする。
- 8.前項に定める管理担当者は、以下の各号に定める事項を行うものとする。
 - (1) 本サービスに関する契約者、当社間の通知の授受及び必要な協議等を実行する。
 - (2) 本サービスの適切な運用を図るため、自社内における関係者に必要な指示を与える。
 - (3) 本サービスの適切な運用を図るため、自社の施設・設備等の整備に努める。
 - (4) 前各号の他に契約者、当社間で別途合意する事項
- 10.契約者は、当社からの請求に基づき本サービスの月額利用料金を支払うものとする。

第16条(契約者による解約)

契約者は、当社代理店に対し 1 ヵ月以上前に当社指定の申込書「Dr.Web Premium サブスクリプションサービス サービス利用申込書」(以下、申込書という)を e メールにて提出し、本サービス利用契約を解約できるものとする。ただし、第7条に定める最低利用期間は除くものとする。

- 2.本条第1項により契約が解約される場合、当社より契約者へメールにて通知するサービス解約通知書に記載された利用停止日を解約日とする。尚、解約日は月末とする。
- 3.契約者が前項に基づき解約を行う場合、契約者は解約日の24時までにソフトウェアプログラムをアンインストールし、当社は解約日の翌日以降に契約者が利用するソフトウェアプログラムの無効化およびログインID、パスワードの無効化を実施する。
- 4.解約後もソフトウェアプログラムをアンインストールせずにいたことに起因する一切の事象につきまして、当社は責任を負わないものとする。

第17条(当社による解約)

当社は、契約者に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何等の催告を要せず直ちに本規約を解除することができる。

- (1) 本サービスの申込時に虚偽の申告をした場合。
- (2) 本規約上に定める契約者の義務に違反し、その是正を求める当社からの通知を受領後1ヵ月以内にかかる違反が治癒されない場合。
- (3) 第12条に該当する禁止行為を行った場合。
- (4) 第三者から差押、仮差押、仮処分を受け、又は受けることが明白であるとき。
- (5) 破産、特別清算、会社更生又は民事再生手続の申立が行われたとき。
- (6) 解散決議のための手続を開始したとき。
- (7) 手形交換所における不渡り、その他支払停止又は支払不能と認められる事由が生じたとき。
- (8) 役員・幹部社員が刑事罰を受け、又は、役員、社員、株主間の紛争等によりその事業活動に支障をきたしたとき。
- (9) 株主の構成に大きな変動が生じたとき。
- (10) 本規約に定める契約者の義務につき円滑な履行が困難であると当社が判断したとき。
- (11) その他当社が本サービスの提供を継続することが困難であると判断した場合。

第18条 (サービスの廃止)

当社は、都合により本サービスの全部又は一部を一時的又は永続的に廃止することがある。

- 2.当社は前項の規約により本サービスを廃止する場合は、契約者に対し廃止する日の原則3ヵ月前までに通知する。
- 3.本条の理由により、当社が本サービスを廃止したとしても、当社は一切の責任を負わないものとする。

第19条(本サービスの利用時間)

本サービスを提供するための管理システムは、1週間7日間、1日24時間利用できるものとする。但し、本仕様書5. (5) に記載されているメンテナンス作業時はこの限りではない。

第20条(本サービスの運用管理)

当社は、本サービスを円滑に提供できるように本サービス提供用設備を善良なる管理者の注意をもって維持する。

- 2.当社は、本サービスの提供又は利用について障害があることを知ったときは、可能な限り速やかに契約者にその旨を通知するものとする。ただし、災害等、緊急の場合はこの限りではないものとする。
- 3.当社は、当社の設置した本サービス提供用設備に障害が生じたことを知ったときは、速やかに修理又は復旧の対応を実施する。
- 4.当社は、本サービス提供用設備等の設置、維持および運用にかかる作業の全部又は一部(修理又は復旧を含む)を当社の定める 第三者に委託することができるものとする。

第21条 (損害の免責)

当社は、本サービスの利用により発生した契約者の損害については一切賠償の責を負わないものとする。ただし、当社は自己の帰責事由ある行為により、契約者に対し損害を生じせしめた場合は、その損害額等について両者協議のうえ、1ヵ月の利用料金を限度として賠償責任を負うものとする。なお、その場合でも当事者の責に帰すことができない事由から生じた損害、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとする。

2.契約者が本サービスを利用し、第12条に違反し、又は他人(第三者)に対して損害を与えた場合、契約者は自己の責任により解決するものとし、当社には一切の損害を与えないものとする。また、当社は一切賠償の責を負わないものとする。

- 3.当社は、以下に該当する場合には、その正確性、信頼性、遅延、中断等について、その原因の如何を問わず、いかなる責任も負わないものとする。
 - (1) 本サービスの提供に必要な電気通信設備その他これに類するものの保守又は工事の為やむを得ないとき。
 - (2) 本サービスに関わるハードウェアリプレース又はネットワーク機器追加等のために本サービスを一時的に停止したとき。
 - (3) 本サービスに関わるハードウェア又はネットワーク機器の設備故障等のために本サービスを一時的に停止したとき。
 - (4) 第三者の故意又は過失および設備故障によるデータファイルの紛失又は削除。
 - (5) 不正アクセスなどによるデータファイルの改ざん。
 - (6) 通信事業者又は伝送設備を提供するその他の業者によって生じた障害を原因とし、本サービスに必要な電気通信経路が確保できなくなった場合。

- (7) 通信電波の送受信に支障が生じる地理的な事情がある場合。
- (8) 火災、停電、回線支障等により本サービスの提供ができなかった場合。
- (9) 突発的なシステム故障が生じた場合。
- (10) 天災等の不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合。
- (11) 戦争、変乱、暴動、騒乱、労働争議等によりサービスの提供ができなくなった場合。
- (12) 犯罪捜査のため、法令に基づく手続きを経て、警察や司法機関から捜査協力要請があった場合。
- (13) 海外利用において、利用する国の関係機関によりアクセス制限があった場合。
- (14) 本サービスおよび本サービスにて提供されるソフトウェアプログラムは下記の事象を防止するために提供されるが、いずれも、完全な防止を保証するものではない。
 - ・コンピュータウィルスによる PC・サーバ・スマートフォン・タブレットへの感染防止
 - ・契約者の所有する機密情報や個人情報の保護、情報漏えいや、その他の情報セキュリティに関する事件、事故について防止
- 4.当社は、前項の規約により本サービスの提供を中止するときは、契約者に対し、あらかじめそのことを電話もしくは書面、 e メール等にて通知する。ただし、緊急時などのやむを得ないときは、この限りではないものとする。

第22条(通知)

本規約に基づく契約者、当社間の通知(故障申告及び故障回復通知を含む)は、契約者が予め利用申込書で指定した管理者の e メールアドレス宛に通知する。 e メールを発した時をもって通知が完了したものとみなすものとする。

第23条(届出事項の変更)

届出事項に変更が生じた場合、契約者は当社に対して速やかに「変更申込書」にてFAX又はeX-ルにて通知するものとする。

2.契約者からの変更通知がないために、当社からのメール通知又は送付書類その他のものが遅着し、又は到着しなかった場合には当社はその責任を負わない。

第24条(準拠法と法令遵守義務)

この規約に関する準拠法としては、日本国の法令が適用されるものとする。

第25条(代理権)

契約者は、当社の営業に関し、一切の代理権を有しないものとする。

第26条(一般条項)

契約者および当社は、相手方の書面による承諾なくして本規約上の地位ならびにそれらに関連して発生する一切の権利を第三者に譲渡し、承継し又は担保の目的に供しないものとする。

- 2. 本サービスの利用及び本規約に関する訴訟については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 3.本規約に定めのない事項又は本規約に関して疑義が生じた場合は、契約者並びに当社にて誠意をもって協議し、解決するものと する。

附則

- ・本規約は、2020年9月1日から実施する。
- ・2022 年 10 月 1 日サービス名変更
- ・2023年12月1日第5条、第14条、第16条、第21条の一部文言削除及び変更
- ・2024年3月12日第7条の一部文言削除及び変更

株式会社 Doctor Web Pacific

〒105-0003

東京都港区西新橋 1-14-10 西新橋スタービル 2F Tel:03-6550-8770

URL: http://www.drweb.co.jp